

地域密着型サービスについて

1 市内の指定地域密着型介護事業所

(H28.7.29 時点)

サービス類型	事業所数	備考
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	
地域密着型通所介護【H28.4 から】	45	新規 1、休止中 5
夜間対応型訪問介護	1	
認知症対応型通所介護	3	休止中 1
小規模多機能型居宅介護	2	
認知症対応型共同生活介護	8	
地域密着型特定施設入居者生活介護	2	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2	
看護小規模多機能型居宅介護	0	
合 計	64	

2 地域密着型通所介護について

(1) 県からの移管 45 事業所

うち移管時点で休止中	…4
H28.5.13 休止	…1
H28.4.1 廃止	…1
H28.7.31 廃止予定	…1

(2) 新規指定 1 事業所

事業所名	ポラリスデイサービスセンター佐倉
申請者名	高峰スマイルケア株式会社
代表者氏名	高 峰
事業所の所在地	佐倉市宮小路町 13 番地 2
指定効力発生年月日	平成 28 年 7 月 1 日
介護保険事業所番号	1291700159

3 地域密着型サービス事業所の同意による指定について

(1) 同意による指定とは

本年4月1日以降、定員19人未満の小規模な通所介護事業所は、地域密着型通所介護に移行されたため、市内の事業所については、原則として佐倉市の被保険者のみ、利用可能となりました。

ただし、平成28年3月31日時点で、他市町村の被保険者が佐倉市の事業所を利用していた場合は、当該事業所は他市のみなし指定を受けるため、4月以降も引き続き、当該事業所の居宅サービス通所介護の指定有効期間までは利用することが可能です。

なお、例外として、他市町村の被保険者にやむを得ないと認められる正当な理由がある場合については、佐倉市が同意し、他市町村が本市に所在する事業所を指定することで、当該他市町村被保険者が当該事業所を利用することができます。（逆の場合も同様です）

(2) 同意の判断について

本来、地域密着型サービスは原則として事業所のある市町村の被保険者だけが利用できるものであることから、佐倉市としては当該利用者が他市町村の地域密着型サービスを利用しなければならないやむを得ない理由がある場合を除き、他市町村の事業所を指定しておりません。

しかしながら、みなし指定を受けている事業所の利用者（佐倉市に居住の実態がある者に限る。）が、次の場合に該当する場合については、継続的なサービス利用等の観点から、指定の同意を行うこととします。

- i 要支援から要介護に区分変更がなされた場合
- ii みなし指定を行っている事業所の更新

【参考】同意を行うことによるメリット／デメリット

メリット

- ・利用者が従前のおり、使い慣れた事業所を利用することができる
- ・縁辺部の市民が、実際の生活圏域に合った事業所を利用することができる

デメリット

- ・小規模な通所介護事業を地域密着型サービスに位置付けた趣旨が薄れてしまう
- ・指定権限の及ぶ範囲が広くなり、実態の把握や指導が困難になるおそれがある
- ・指定取消等処分を行う場合、同事業所を指定する他保険者と足並みが揃わないおそれがある